



発行 東京都

目次

- 指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者の廃止……………
- …(福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課)…一
- 令和三年度クリーニング師試験の実施……………
- …(福祉保健局健康安全全部健康安全課)…二
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)…三
- 令和三年東京都告示第五百七十号(道路交通法第百十二条第一項に規定する手数料の徴収委託)の一部改正……………(警視庁)…五
- 令和三年東京都告示第五百七十一号(道路交通法第百十二条第一項に規定する手数料の徴収委託)の一部改正……………(同)…五
- 告 示(選)
- 政治団体の届出……………五
- 政治団体の届出事項の異動の届出……………六
- 政治団体の解散の届出……………九
- 資金管理団体の指定の届出……………二
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出……………三
- 資金管理団体の取消しの届出……………四
- 東京都選挙執行規程の一部改正……………五

告 示

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
- …(産業労働局商工部地域産業振興課)…五
- 令和三年度(島しょ地区)防火管理講習及び防災管理講習の実施……………(東京消防庁)…五

東京都告示第千二百六十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第四十六条第二項及び第五十一条の二十五第二項の規定に基づく届出があつたので、法第五十一条及び第五十一条の三十第一項並びに指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第七十二号)第六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年十月十八日

東京都知事 小 池 百合子

1 指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人有隣協会	社会福祉法人有隣協会ケアサービスゆりりん	台東区根岸5-17-4 根岸コアハウス401	令和3年3月19日
特定非営利活動法人ファインケア	ファインケアサービス	練馬区貫井3-20-2 富士見台ボールデンハイヴ102	令和3年8月31日

サービスの種類 重症訪問介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人有隣協会	社会福祉法人有隣協会ケアサービスゆりりん	台東区根岸5-17-4 根岸コアハウス401	令和3年3月19日
特定非営利活動法人ファインケア	ファインケアサービス	練馬区貫井3-20-2 富士見台ボールデンハイヴ102	令和3年8月31日

サービスの種類 就労継続支援B型

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人デン	デン	立川市羽衣町2-52-11 1階	令和3年8月31日

2 指定一般相談支援事業者

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	地域定着支援	廃止年月日
株式会社DO BFC	ベック多摩	多摩市諏訪1-53-2 ハウスアメニティ203	地域移行支援	地域定着支援	令和3年8月31日

●東京都告示第千二百六十二号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第七
条の規定に基づき、クリーニング師試験を次のとおり実施
する。

令和三年十月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 試験日時

(一) 学科試験

令和四年一月二十二日(土曜日) 午前十時三十分か
ら正午まで

(二) 実地試験

令和四年一月二十五日(火曜日) 又は同月二十六日
(水曜日)のうち、指定する日時

二 試験場所

(一) 学科試験

学校法人後藤学園(豊島区南池袋三丁目十二番五
号)

(二) 実地試験

日本クリーニングセンター(文京区後楽二丁目三番
十号)

三 受験資格

(一) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十
七条に規定する者

(二) 旧国民学校令(昭和十六年勅令第四百四十八号)によ
る国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令(昭
和十八年勅令第三十六号)による中等学校の二年の課
程を終わった者又は厚生労働省令で定めるところによ

四 試験科目

(一) 学科試験

- ア 衛生法規に関する知識
- イ 公衆衛生に関する知識
- ウ 洗濯物の処理に関する知識

(二) 実地試験

洗濯物の処理に関する技能

五 受験手続

(一) 受験願書受付日時

令和三年十一月一日(月曜日)から同年十二月三日
(金曜日)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関
する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定す
る休日を除く。)の午前十時から正午まで及び午後一
時から午後四時まで。ただし、郵送の場合は、簡易書
留で令和三年十二月三日(金曜日)までの消印のある
ものに限り受け付ける。

(二) 受験願書受付場所

東京都庁第一本庁舎三十階北側 福祉保健局健康安
全部健康安全課。ただし、郵送の場合は、同課(郵便
番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一
号)に送付すること。

(三) 提出書類

ア 受験願書(クリーニング業法施行細則(昭和五十
年東京都規則第八十一号)別記第十二号様式によ
る。)

イ 履歴書

ウ 写真(出願前六か月以内に撮影した無帽、上半身

りこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

正面向きで縦四・五センチメートル横三・五センチ
メートルで、裏に撮影年月日及び氏名を記入したも
の)

エ 受験資格を有する者であることを証する書類(中
学校以上の学校の卒業証明書(原本)又は卒業証書
の写し(この場合は、原本を提示し、写しを提出す
ること。))

(四) 試験手数料 一万八百円

納付書により、東京都指定金融機関、東京都収納代
理金融機関に納入すること。

なお、納入した試験手数料は返還しない。

六 合格発表

令和四年三月十四日(月曜日)の午前十時から午後五
時まで、東京都庁第一本庁舎三十階北側入口に、合格者
の受験番号を掲示して発表するとともに、同日午前十時
から東京都福祉保健局ホームページ(<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/>)上に合格者の受験番
号を掲載する。

七 その他

(一) 受験願書用紙は、東京都福祉保健局健康安全全部健康
安全課(東京都庁第一本庁舎三十階北側)において、
令和三年十一月一日(月曜日)から配布する。

(二) 問合せ先

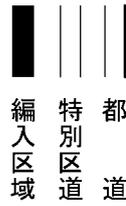
東京都福祉保健局健康安全全部健康安全課試験・免許
担当

電話〇三(五三二〇)四三五八

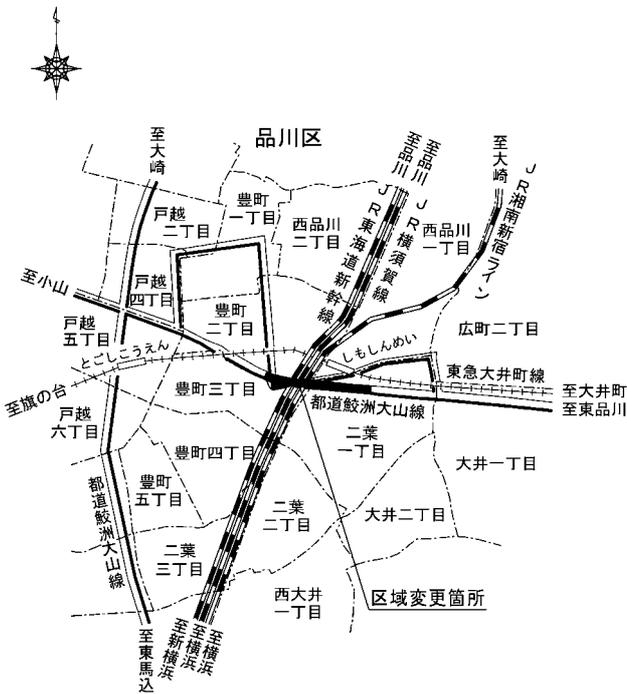
別図

都道鮫洲大山線区域変更略図

品川区二葉一丁目と豊町三丁目



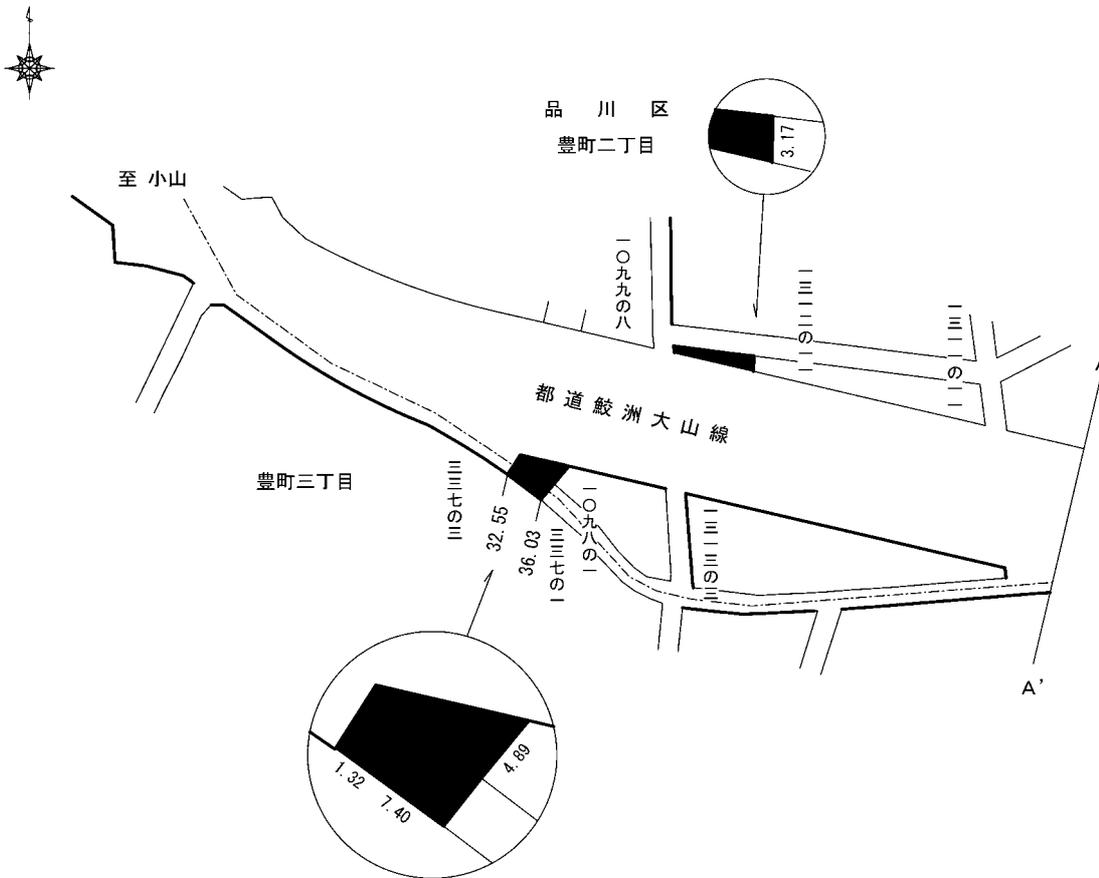
延長 五八・三八メートル
面積 二五七・三四平方メートル

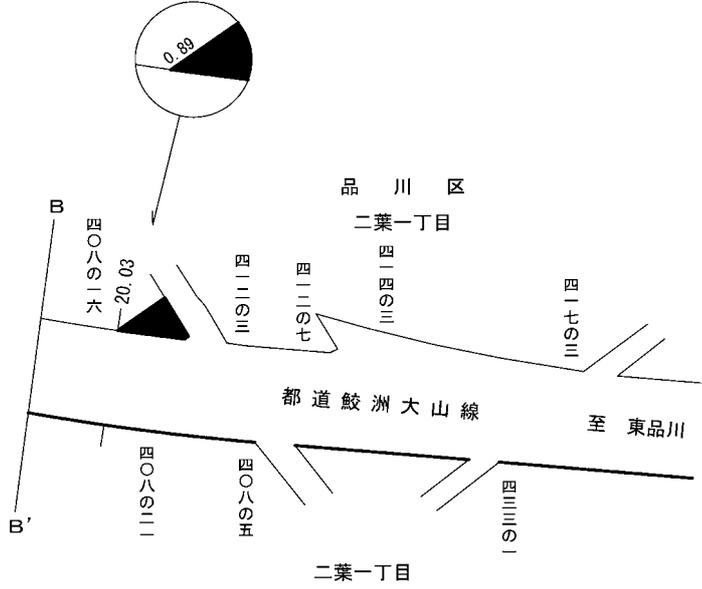
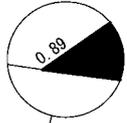
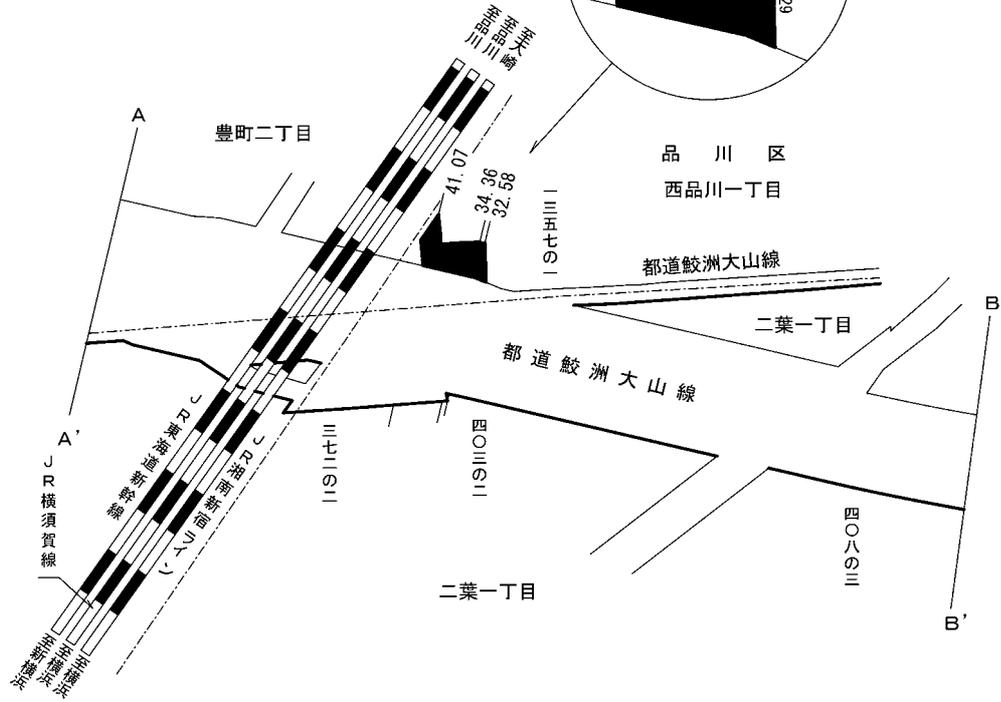
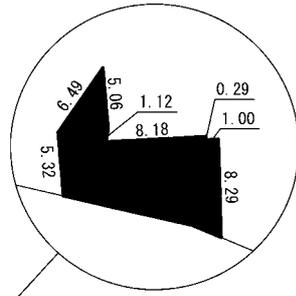


●東京都告示第千二百六十三号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
その関係図面は、令和三年十月十八日から起算して二週

間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
令和三年十月十八日
東京都知事 小池百合子
一 路線名 鮫洲大山

二 変更の区間 品川区二葉一丁目四百十二番三地从先から同区豊町三丁目三百三十七番三地从先まで
三 変更の概要 別図表示のとおり





●東京都告示第千二百六十四号

令和三年東京都告示第五百七十号(道路交通法第百二十二条第一項に規定する手数料の徴収委託)の一部を次のように改正する。

令和三年十月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一の表中 「東都自動車株式会社府中 府中市若松町一丁 自動車教習所」の一

目四番地 「東都自動車株式会社府中 府中市若松町一丁」を 自動車教習所 の一

国際興業株式会社町田下 町田市南大谷一 ライヴィングスクール

丁目四番地

に改める。

番地五十五

●東京都告示第千二百六十五号

令和三年東京都告示第五百七十一号(道路交通法第百十二条第一項に規定する手数料の徴収委託)の一部を次のように改正する。

令和三年十月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一の表国際興業株式会社町田下ライヴィングスクールの項を削る。

●東京都選挙管理委員会告示第百三十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項(同法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和三年十月十八日

東京都選挙管理委員会

告 示 (選)

1 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

(1) 法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	公職の種類 (第1号)	公職の候補者の 氏名及び公職の種類 (第2号)
春風立夏会	辻 健太郎	辻 幸一郎	品川区人崎2-7-30	R3. 8. 18	衆議院議員	辻 健太郎、衆議院議員

(2) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
明日の東久留米をつくる会	細谷 祥子	細谷 祥子	東久留米市八幡町2-14-31	R3. 8. 5
新しい町田市政をつくる会	土方 周明	高梨 栄史郎	町田市中町1-5-10	R3. 8. 4
鹿野あきら後援会	鹿野 晃	鹿野 晃	武蔵野市中町2-21-15	R3. 8. 18
小売飲食業界を支援する会	岡部 拓之	岡部 拓之	葛飾区白鳥2-20-17	R3. 8. 20
子育て教育を支援する会	岡部 拓之	岡部 拓之	葛飾区白鳥2-20-17	R3. 8. 23
多世代の声をカタチへ	舟坂 朋	舟坂 誓生	葛飾区奥戸4-17-19	R3. 8. 4
町田市政を新しくする会	深澤 勝	高梨 栄史郎	町田市中町1-5-10	R3. 8. 4
武蔵野未来フォーラム	近藤 和義	木崎 剛	武蔵野市中町2-21-15	R3. 8. 16

●東京都選挙管理委員会告示第百三十九号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七
 条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出が
 あったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のと
 おり公表する。

令和三年十月十八日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
公明党大田総支部	勝亦 聡	代表者の氏名	勝亦 聡	遠藤 守	R3. 7. 29
公明党豊島総支部	長橋 柱一	主たる事務所の所在地	豊島区南池袋2-36-10	豊島区上池袋3-25-11	R3. 8. 24
公明党町田総支部	小磯 善彦	会計責任者の氏名	園城 由久	松葉 祐巳	R3. 8. 18
公明党港総支部	近藤 暢子	主たる事務所の所在地	港区白金3-10-6	港区高輪4-14-7	R3. 8. 26
		代表者の氏名	近藤 暢子	杉本 豊敬	R3. 8. 26
		会計責任者の氏名	丸山 孝典	池田 武	R3. 8. 26
国民民主党東京都衆議院比例区第1総支部	菅野 志桜里	主たる事務所の所在地	国分寺市西町1-26-2	武蔵野市吉祥寺南町3-7-1	R3. 8. 1
自由民主党杉並総支部	石原 伸晃	会計責任者の氏名	浅井 邦夫	大熊 昌巳	R3. 4. 1
自由民主党東京都足立区第三十支部	渡辺 英章	主たる事務所の所在地	足立区千住曙町41-2	足立区千住曙町41-5	R3. 7. 9
		会計責任者の氏名	安部 茂男	川澄 潔	R3. 7. 9
自由民主党東京都板橋区第二十四支部	河野 雄紀	主たる事務所の所在地	板橋区大山東町28-8	板橋区成増1-28-15	R3. 8. 3
自由民主党日野総支部	西野 正人	主たる事務所の所在地	日野市高幡2-39	日野市高幡1-14	R3. 7. 31
自由民主党瑞穂総支部	山崎 栄	会計責任者の氏名	下澤 章夫	村山 正利	R3. 8. 24

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
石渡ゆきこ後援会	石渡 幸子	主たる事務所の所在地	港区南青山4-18-21	港区南青山7-1-5	R3. 3. 1
石渡ゆきこと港区政を考える会	石渡 幸子	主たる事務所の所在地	港区南青山4-18-21	港区南青山7-1-5	R3. 3. 1
岩永やす代と虹色なかま	岩永 康代	主たる事務所の所在地	国分寺市泉町3-33-16	国分寺市戸倉1-8-43	R3. 8. 3
桜友会	菅野 志桜里	主たる事務所の所在地	国分寺市西町1-26-2	武蔵野市吉祥寺南町3-7-1	R3. 8. 1
荻窪税理士政治連盟	青木 秀壽	代表者の氏名	青木 秀壽	久保木 浩志	R3. 6. 7
		会計責任者の氏名	村林 秀則	栗澤 元博	R3. 6. 7
勝亦さとし後援会	勝亦 聡	会計責任者の氏名	黒田 友邦	鈴木 雄二	R3. 7. 29

河野ゆうき後援会	河野 雄紀	主たる事務所の所在地	板橋区大山東町28-8	板橋区成増1-28-15	R3. 8. 11
河野ようすけ後援会	河野 庸介	会計責任者の氏名	河野 やす子	沢田 昭夫	R3. 8. 4
国分寺・生活者ネットワーク	山司 三枝子	主たる事務所の所在地	国分寺市泉町3-33-16	国分寺市戸倉1-8-43	R3. 8. 3
小坂まさ代とミモザの会	小坂 昌代	主たる事務所の所在地	国分寺市泉町3-33-16	国分寺市戸倉1-8-43	R3. 8. 3
佐藤ひろと後援会	佐藤 弘人	会計責任者の氏名	堀脇 浩二	久保 一郎	R3. 8. 21
三戸あや後援会	三戸 安弥	主たる事務所の所在地	小金井市東町5-15-7	江東区東陽2-2-14	H30. 10. 10
		主たる事務所の所在地	江東区東陽5-30-16	小金井市東町5-15-7	R2. 3. 1
芝浦会	河野 寿	代表者の氏名	河野 寿	金子 好彰	R3. 8. 27
		会計責任者の氏名	奥川 正典	河野 寿	R3. 8. 27
杉並税理士政治連盟	成田 忠幸	代表者の氏名	成田 忠幸	平野 弘道	R3. 6. 15
		会計責任者の氏名	東 富士子	森永 良平	R3. 6. 15
鈴木烈後援会	鈴木 烈	会計責任者の氏名	鈴木 真美子	永井 浩	R3. 8. 1
住み続けられるまち武蔵野へ!	藤江 あずさ	主たる事務所の所在地	武蔵野市中町1-22-5	武蔵野市中町1-2-3	R3. 8. 29
全国水と和会東京	丸井 昌弘	政治団体の名称	全国水と和会東京	全日本人権同盟	R3. 8. 6
高瀬かおるとわくわくハーモニー	高瀬 かおる	主たる事務所の所在地	国分寺市泉町3-33-16	国分寺市戸倉1-8-43	R3. 8. 3
たぞえ麻友と目黒区の未来を創る会	田添 麻友	代表者の氏名	田添 麻友	堀合 麻友	R3. 3. 1
		会計責任者の氏名	田添 順	堀合 努	R3. 3. 1
調布の街づくり	宮本 和実	主たる事務所の所在地	調布市菊野台3-1-24	調布市調布ヶ丘3-4-1	R2. 11. 1
東京鹿優会	初鹿 明博	主たる事務所の所在地	葛飾区新小岩1-51-4	江戸川区平井3-10-10	R3. 7. 28
		会計責任者の氏名	家森 健	品田 由紀生	R3. 7. 28
東京都歯科医師連盟本所支部	浅野 智之	主たる事務所の所在地	墨田区太平4-6-17	墨田区錦糸3-2-1	R3. 6. 29
		代表者の氏名	浅野 智之	草柳 昭浩	R3. 6. 29
		会計責任者の氏名	篠塚 嘉昭	真下 裕道	R3. 6. 29

東京都宅建政治連盟江東支部	嶋田 清和	代表者の氏名	嶋田 清和	菅 正記	R3. 8. 3
東京都調布市歯科医師政治連盟	中村 陽一	会計責任者の氏名	小笠原 長武	乙黒 明彦	R3. 8. 23
都議会自由民主党	小宮 安里	主たる事務所の所在地	杉並区阿佐谷南1-17-23	江東区南砂2-28-15	R3. 8. 1
		代表者の氏名	小宮 安里	山崎 一輝	R3. 8. 1
		会計責任者の氏名	石島 秀起	菅野 弘	R3. 8. 1
都市を考える会	畠中 博英	主たる事務所の所在地	千代田区麴町3-5-8	練馬区下石神井5-18-13	R3. 8. 30
		代表者の氏名	畠中 博英	森山 高至	R3. 8. 30
		会計責任者の氏名	林 康史	藤山 和久	R3. 8. 30
都民ファーストの会北区第一支部	林元 真季	主たる事務所の所在地	北区赤羽1-7-9	北区赤羽2-46-3	R3. 8. 3
都民ファーストの会林元まき後援会	林元 真季	主たる事務所の所在地	北区赤羽1-7-9	北区赤羽2-46-3	R3. 8. 3
増崎としひろ友の会	増崎 俊宏	代表者の氏名	増崎 俊宏	木村 晴彦	R3. 8. 16
宮本かずみ後援会	宮本 和実	主たる事務所の所在地	調布市菊野台3-1-24	調布市調布ヶ丘3-4-1	R2. 11. 1
雄友会	河野 雄紀	主たる事務所の所在地	板橋区大山東町28-8	板橋区成増1-28-15	R3. 8. 11
夢のあるまち・東大和をつくる会	石井 正良	代表者の氏名	石井 正良	守重 知量	R3. 7. 1

●東京都選挙管理委員会告示第四百十号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七
 条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったの
 で、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公
 表する。

令和三年十月十八日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日
NHKから国民を守る党東京都荒川区支部	夏目 亜季	R3. 7. 30
NHKから国民を守る党東京都板橋区支部	近藤 秀人	R3. 7. 30
NHKから国民を守る党東京都新宿区支部	松田 美樹	R3. 7. 30
NHKから国民を守る党東京都世田谷区支部	栗原 博之	R3. 7. 30
NHKから国民を守る党東京都台東区支部	掛川 暁生	R3. 7. 30
NHKから国民を守る党東京都中野区支部	竹村 明広	R3. 7. 30
NHKから国民を守る党東京都練馬区支部	松田 亘	R3. 7. 30
NHKから国民を守る党東京都日黒区支部	川端 慎二	R3. 7. 30
自由民主党東京都葛飾区第三十五支部	関 智之	R3. 8. 23
自由民主党東京都中野区第3支部	手代木 孝司	R3. 7. 31
自由民主党東京都中野区第十五支部	佐野 晃子	R3. 8. 10

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者	解散年月日
栗林のり子後援会	栗林 のり子	R3. 7. 22
栗林のり子励ます会	栗林 のり子	R3. 8. 1
佐野晃子後援会	小川 敬子	R3. 8. 10
しもいえ淳之介後援会	下家 淳の介	R2. 3. 31
政治結社憂国鉄志同盟	濱出 求	R3. 8. 10
せき智之後援会	藤田 享	R3. 8. 23

たちばな正剛を励ます会	橘 正剛	R3.	7.	31
田中ちよこ友の会	石山 光明	R3.	7.	27
東京21	手代木 孝司	R3.	7.	31
ナンバーワン台東	中山 義活	R3.	7.	30
のがみ純子後援会	野上 純子	R3.	8.	10
藤井一後援会	藤井 一	R3.	7.	22
藤井一を励ます会	及川 健一	R3.	7.	31
堀内まさし後援会	堀内 正嗣	R3.	8.	5
まもるねっと	朝井 悟	R3.	7.	31
無所属・教育立国	山田 英久	R3.	8.	2
無所属倶楽部	初鹿 明博	R3.	6.	5

●東京都選挙管理委員会告示第百四十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和三年十月十八日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
小林 正能	市議会議員	小林まさよし後援会	武蔵野市境南町2-3-14	R3. 8. 30
辻 健太郎	衆議院議員	春風立夏会	品川区大崎2-7-30	R3. 8. 18
増崎 俊宏	市議会議員	増崎としひろ友の会	あきる野市秋川4-2-10	R3. 8. 16

●東京都選挙管理委員会告示第四百二十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和三年十月十八日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
石渡 幸子	石渡ゆきこ後援会	主たる事務所 の所在地	港区南青山4-18-21	港区南青山7-1-5	R3. 3. 1
岩永 康代	岩永やす代と虹色なかま	公職の種類	都議会議員	市議会議員、都議会議員	R3. 6. 25
		主たる事務所 の所在地	国分寺市泉町3-33-16	国分寺市戸倉1-8-43	R3. 8. 3
勝亦 聡	勝亦さとし後援会	公職の種類	都議会議員	区議会議員、都議会議員	R3. 6. 25
菅野 志桜里	桜友会	主たる事務所 の所在地	国分寺市西町1-26-2	武蔵野市吉祥寺南町3-7-1	R3. 8. 1
河野 雄紀	河野ゆうき後援会	主たる事務所 の所在地	板橋区大山東町28-8	板橋区成増1-28-15	R3. 8. 11
小坂 昌代	小坂まさ代とミモザの会	主たる事務所 の所在地	国分寺市泉町3-33-16	国分寺市戸倉1-8-43	R3. 8. 3
三戸 安弥	三戸あや後援会	主たる事務所 の所在地	小金井市東町5-15-7	江東区東陽2-2-14	H30. 10. 10
		主たる事務所 の所在地	江東区東陽5-30-16	小金井市東町5-15-7	R2. 3. 1
高瀬 かおる	高瀬かおるとわくわくハーモニー	主たる事務所 の所在地	国分寺市泉町3-33-16	国分寺市戸倉1-8-43	R3. 8. 3
玉川 英俊	玉川英俊後援会	公職の種類	都議会議員	区議会議員、都議会議員	R3. 7. 23
初鹿 明博	東京鹿優会	主たる事務所 の所在地	葛飾区新小岩1-51-4	江戸川区平井3-10-10	R3. 7. 28
林元 真季	都民ファーストの会林元まき後援会	主たる事務所 の所在地	北区赤羽1-7-9	北区赤羽2-46-3	R3. 8. 3
宮本 和実	宮本かずみ後援会	主たる事務所 の所在地	調布市菊野台3-1-24	調布市調布ヶ丘3-4-1	R2. 11. 1

●東京都選挙管理委員会告示第百四十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第九
九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなつた
旨の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に
より、次のとおり公表する。

令和三年十月十八日

東京都選挙管理委員会

1 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
清原 慶子	清原けい子後援会	H31. 4. 21
栗林 のり子	栗林のり子後援会	R3. 7. 22
橋 正剛	たちばな正剛を励ます会	R3. 7. 22
野上 純子	のがみ純子後援会	R3. 7. 22
藤井 一	藤井一後援会	R3. 7. 22
堀内 正嗣	堀内まさし後援会	R3. 7. 29

●東京都選挙管理委員会告示第百四十四号

東京都選挙執行規程（平成十二年東京都選挙管理委員会告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

令和三年十月十八日

東京都選挙管理委員会

第六十条第二項中「午後六時」の下に「まで」を加える。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六十条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年十月十八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。

令和三年十月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 ドン・キホーテ六本本店

二 店舗所在地 港区六本木三丁目十四番十号

三 設置者名 日本アセットマーケティング株式会社

四 設置者住所 江戸川区北葛西四丁目十四番一号

五 変更前の駐車場の位置及び収容台数 店舗内ほか 三十台

六 変更後の駐車場の位置及び収容台数 店舗内ほか 四台

七 変更後の来客が駐車場を利用するこ

とができる時間帯 二十四時間

八 変更後の来客が駐車場を利用するこ

とができる時間帯 二十四時間

九 変更前の駐車場の自動車の出入口の数及び位置 三箇所 店舗北側ほか

十 変更後の駐車場の自動車の出入口の数及び位置 二箇所 店舗北側ほか

十一 変更日

令和四年五月三十日

十二 届出日

令和三年九月二十九日

十三 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十四 縦覧期間

令和三年十月十八日から令和四年二月十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十五 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

令和3年度（島しょ地区）防火管理講習及び防火管理講習の実施について

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条第1項第1号イに規定する甲種防火管理講習及び同令第47条第1項第1号に規定する防火管理講習を次のとおり行う。

令和3年10月18日

東京消防庁

消防総監 清水 洋文

1 講習の区分

甲種防火管理新規講習及び防火管理新規講習を併せて実施する講習

2 受講対象者

消防法（昭和23年法律第186号）第8条に基づく防火管理義務対象物の防火管理者として選任される予定のある者及び同法第36条に基づく防火管理対象物の防火管理者として選任される予定のある者

3 講習の実施日時及び実施場所

(1) 実施日時

令和3年12月4日（土曜日）及び同月5日（日曜日）の2日間

両日とも午前9時から午後5時まで

(2) 実施場所

八丈支庁 八丈島八丈町大賀郷2466番地2

4 受講申請の手続

(1) 申請方法

電子メール、フランクシミュ又は郵送

(2) 申請先

ア 電子メール

kousyuikyuu@tfmetro.tokyo.jp

イ フラクシミリ

03-3252-9446

ウ 郵送

東京消防庁消防技術試験講習場

郵便番号101-0021 千代田区外神田四丁目14番4

号

5 受講申請の受付期間

電子メール及びフラクシミリはこの公告の日から令和3年11月19日(金曜日)午後3時まで、郵送は同日必着とする。

6 問合せ先

東京消防庁予防部防火管理課試験講習係(電話03-3255-2945)

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一〇一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 五〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八一)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

